

東口駅前 整備進む



12月議会は市長提出の議案20件の内19件が可決、1件が継続審査となりました。補正予算に関しては、上福岡駅東口駅前広場整備事業と生活保護費の増加が主な審議に。

その中で条例案は8件出されましたが、「ふじみ野市をきれいにする条例」については継続審査となりました。また、4月より実施される放課後児童クラブの指定管理者2団体と市民交流プラザフクトピア及びコスモスホールの指定管理者1団体についての指定が可決されました。

議案に対する総括質疑

東口駅前広場整備事業

自民クラブ

問 懸案事項であった上福岡駅東口駅前広場の整備が大幅に進捗する。整備費として約一億四、二〇〇万円が計上された。事業の内容は。

答 内訳は、不動産鑑定結果に基づく土地所有者からの用地取得費、建物の補償、補填となります。他に権利関係が複雑なため当初から委任している弁護士に対する成功報酬の支払い。建物が解体された

後の買収地に安全柵を設置して、建物跡地部分のアスファルト舗装を施す等の安全対策工事費。建物の解体工事は、一月〜二月に行い、その後、安全対策工事を施工して三月に完成予定。建物の周りにある駐輪場は、移転交渉を進めています。

問 空き家等の適正管理に関する条例の制定目的は。

答 生活環境の保全、防犯や防災のまちづくりを推進するために制定するものです。従来は、空き家の所有者に対し適正な管理を行う根拠がないなかで指導してきましたが、条例が制定されることで指導根拠が明確となり、相談窓口が一本化されると共に、適正な管理を求めるための助言・指導・勧告など踏み込んだ対応が可能となります。

黒字の財源を市民生活優先に

日本共産党

問 繰越金十一億円の黒字を予算の単年度主義の原則から、市民生活に活用すべきではないか。

答 事業履行中や契約変更となるもの、あるいは起債や特定財源などは、確定してから補正で計上します。不用額として減額補正ができない場合もあるため、最終補正にて額を明らかにしたいと考えます。

問 プール事故の再検証とプールの建設の方針を明らかに。

答 二度と事故を起こさないための再検証は、十二月にまとめ、年明けには報告書を作成します。新しいプール建設については、施策全体の中で考え、市民要望がどのようなのか踏まえていきたい。

問 放課後児童クラブは指定管理者制度に相応しくはない

が、移行するうえで市民サービスや職員の労働条件・賃金・権利などの質の維持・向上は守れるのか。
答 事業者独自の研修制度による人材育成、自主事業による多様なサービスの展開が可能と考えます。また、児童クラブ関係者連絡会を設置し協議の場を確保します。雇用条件は、現行の収入を上回るよう指定管理者と協議をします。

市民生活に及ぼす不況の影響

公明党

問 国庫支出金の生活保護費等負担金が大きくなっているが、主な理由と影響は。

答 平成二十二年度は、派遣切り等による失業者が増加し、平成二十一年度と比較して生活保護者数が増加し、当初の見込みを大きく上回りました。又、財政的負担の増加と共に、生活保護事務に従事するケースワーカーの事務量の負担も増大しました。

問 財政調整基金と公共施設整備基金を取り崩し、公共施設駐車場整備事業を廃止した理由は。

答 歳入歳出予算の財源不足分の繰り入れと上福岡駅東口駅前広場の整備事業のうち、用地取得及び補償金に充当する為の繰り入れによるものです。公共施設駐車場整備事業については庁舎の耐震も絡み、整備事業計画が明らかで

ない今期に、合併特例債の協議ができないためです。

問 市の空き家で、今までに取り扱った内容と件数は。

答 防災や防犯、樹木や雑草の繁茂や異臭、家屋倒壊や建材の飛散等二十七件。問題が複合するような案件は、関係課で相互に連携し、状況に応じて改善の要望や指導をしてみました。

補正予算後の財政計画は

正翔会

問 上福岡駅東口駅前広場の整備事業について今までの進捗状況と今後のスケジュール。

答 整備事業を進めるために市として取得すべき用地二、〇〇〇平方メートルのうち、七五%については買収が終了しています。残り部分及び隣接する駐輪場撤去についての交渉と、土地買収終了後に北側部分の暫定整備をおこないます。

問 上福岡駅東口駅前広場の整備事業等で、財政調整基金、公共施設整備基金を取り崩した。次年度以降の予算編成等どう対応するのか。

答 本市の標準財政規模では、一割の約十九億円を基金で確保する事が必要です。しかし、合併特例交付金が減少する平成二十八年以降に備えて、それ以上の基金の確保も検討すべきと考えます。

問 「きれいにする条例」の名称については、環境審議会が抽象的である、具体的に内容のわかりやすいものにするべきとの指摘があったが。

答 「空き缶等の散乱防止」「犬のふんの放置の禁止」「路上喫煙の制限又は禁止」を主眼にしているため総称して「きれいにする条例」ということで、環境審議会での理解を得たものです。